# 計 第 書 類

(第 11 期)

平成 23 年 4 月 1 日から

平成 24 年 3 月 31 日まで

# アストライ債権回収株式会社

# 貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位:千円)

	(単位:				
科目	金額	科目	金額		
(資産の部)		(負債の部)			
流動資産	4, 941, 761	流動負債	66, 611		
現金及び預金	277, 431	未 払 金	30, 419		
買取債権	4, 585, 672	未払法人税等	8, 523		
前 払 費 用	1, 268	未 払 費 用	1,891		
仮 払 金	74, 678	賞 与 引 当 金	4, 148		
そ の 他	2,710	事業構造改善引当金	16, 672		
固定資産	363, 780	そ の 他	4, 955		
有 形 固 定 資 産	10, 605	固定負債	4, 451, 430		
建物	2, 727	長 期 借 入 金	4, 450, 000		
器具備品	7,878	長 期 未 払 金	1, 430		
無形固定資産	969	負 債 合 計	4, 518, 042		
電話加入権	969	(純資産の部)			
投資その他の資産	352, 206	株 主 資 本	787, 500		
関係会社株式	100	資 本 金	2,500,000		
敷金及び保証金	747	資本剰余金	2,000,000		
長 期 貸 付 金	350,000	資 本 準 備 金	2,000,000		
そ の 他	1, 358	利 益 剰 余 金	$\triangle$ 3, 712, 499		
		その他利益剰余金	$\triangle$ 3, 712, 499		
		繰越利益剰余金	$\triangle$ 3, 712, 499		
		純 資 産 合 計	787, 500		
資 産 合 計	5, 305, 542	負債・純資産合計	5, 305, 542		

# 損益計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位:千円)

科	目	金	額
営業収益			
買取債権回	収額	4, 482, 274	
その他の営業	収 益	5, 298	4, 487, 572
営 業 費 用			
買取債権	泵 価	3, 571, 043	
販売費及び一般管	理 費	632, 808	4, 203, 852
営業利	益		283, 720
営 業 外 収 益			
受 取 利	息	164	
その	他	2, 609	2, 774
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	87, 061	
その	他	0	87, 061
経常利	益		199, 433
特 別 損 失			
事業構造改善引当金	繰入額	3, 918	
その	他	631	4, 550
税引前当期約	1 利 益	_	194, 883
法人税、住民税及び	が事業税 ニュー	1,727	1,727
当 期 純	利 益		193, 156

## 【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

買 取 債 個別法による原価法

3. 固定資産の減価償却方法

産 有 形 固 定 資

定率法

4. 引当金の計上基準

(1) 賞 与 引 当 金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額

のうち当期の負担額を計上しております。

(2) 事業構造改善引当金

事業の再構築に伴い発生する損失に備えるため、退職者に対する退職 一時金等の損失発生見込み額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。なお、控除対象外消費税等は当期の費用として処理しておりま す。

6. 追加情報

当事業年度の当期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関す る会計基準」(企業会計基準24号平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用 指針」(企業会計基準適用指針24号平成21年12月4日)を適用しております。

### 【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 26,685 千円

2. 関係会社に対する金銭債権債務 短期金銭債権 - 千円

> 長期金銭債権 350,488 千円 短期金銭債務 2,088 千円 長期金銭債務 4,450,000 千円

短期金銭債務 3. 取締役に対する金銭債権債務 - 千円

長期金銭債務 1,430 千円

4. 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

## 【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高 営 業 取 引 109,871 千円 営業取引以外の取引高 87,193 千円

2. 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

## 【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の主な発生の原因は、繰越欠損金であります。 なお、繰延税金資産に対する評価性引当額 484,315 千円を計上しております。

## 【金融商品に関する注記】

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については親会社からの借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 借入金は、主に運転資金に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されておりますが、全て親会社からの借入であります。

#### 2. 金融商品の時価に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

			(     ,       4 /
	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	277, 431	277, 431	_

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

### (資\_\_\_産)

(1) 現金及び預金

預金は、全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
長期貸付金(※1)	350,000
長期借入金(※2)	4, 450, 000

- (※1)株式会社アセットアーツへの貸付金350,000千円(平成26年12月31日を期限とする総額600,000千円のコミットメント契約に基づくものであり、契約期限については、期日到来時に更新する予定)であり、同契約は極度方式であるため、将来キャッシュフローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価の開示を行っておりません。
- (※2)アイフル株式会社からの借入金4,450,000 千円 (平成25年3月31日を期限とする総額6,000,000 千円のコミットメント契約に基づくものであり、契約期限については、期日到来時に更新する予定)であり、同契約は極度方式であるため、将来キャッシュフローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価の開示を行っておりません。
- 3. 長期貸付金及び長期借入金の決算日後の返済予定

長期貸付金及び長期借入金は、「2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品」の(%1,2)に記載の通り、返済予定が決定していないことから記載しておりません。

### 【関連当事者との取引に関する注記】

#### 1. 親会社

(単位:千円)

							(11 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 ·
属性	会社等の名称	議決権の所 有(被所有) の割合(%)	関連当事者 との関係	取りの内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	アイフル株式会社	(被所有)	資金の援助	資金の借入(注1)	3, 700, 000	長期借入金	4, 450, 000
		直接 100	役員の兼任	利息の支払(注1)	87, 061	_	_
				システム賃借(注2)	88, 860	_	-

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) アイフル株式会社からの資金の借入については、市場金利等を勘案した利率(6ヶ月毎見直し)による 極度額契約を締結しております。
- (注 2) アイフル株式会社からのシステム賃借については、当社債権管理システムの賃借となります。 取引金額については、アイフル株式会社における投資額をベースに双方合意の金額としております。

#### 2. 子会社

(単位:千円)

属性	会社等の名称	議決権の所 有(被所有) の割合(%)	関連当事者との関係	取りの内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社アセット	(所有)	資金の援助	資金の貸付(注1)	350, 000	長期貸付金	350, 000
	アーツ	直接 100		利息の受取(注1)	130	1	ı

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 株式会社アセットアーツへの資金の貸付については、当社の調達金利等を勘案した利率 (6ヶ月毎見直し) による極度額契約を締結しております。

## 【1株当たり情報に関する注記】

1 株当たり純資産額8,750 円 00 銭1 株当たり当期純利益2,146 円 18 銭

### 【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

### 【その他追加情報の注記】

#### 1. 連結納税制度の適用

当社の親会社であるアイフル株式会社及び当社を含む一部の子会社は、平成23年12月に連結納税の承認申請を行い、翌事業年度より連結納税制度が適用されることとなったため、当事業年度より、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(実務対応報告第5号平成23年3月18日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(実務対応報告第7号平成22年6月30日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。